

(財務規程 抜粋)

(前 略)

第3章 収支予算

(事業計画)

第10条 収支予算は、事業計画に基づいて編成しなければならない。

(収支予算の種類)

第11条 収支予算は、公益目的事業会計及び法人会計について作成するものとする。

(予算の編成及び成立)

第12条 予算の編成方針は、理事会において決定し、理事長はこれに基づき合理的な基準により
予算を年度開始前1ヶ月前までに作成しなければならない。

2 前項により作成した事業計画及び収支予算書等（収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。

(予算の遵守)

第13条 経理責任者は、予算額を越える支出を行ってはならない。

(補正予算)

第14条 既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成し、理事会
の決議を経て、総会に報告するものとする。

(予算の執行報告)

第15条 経理責任者は、予算の執行状況を毎月理事長に報告しなければならない。

(中 略)

第9章 監査

(目的)

第48条 監査は、業務の執行状況及び財産の状況を監査し、不正、誤謬、脱漏を防止すること
により、法人業務の適正化を図ることを目的とする。

(監事の職務)

第49条 監事は、前条の目的を達成するために、定期的に監査を行わなければならない。

(監査計画)

第50条 監事が監査を行うに当たっては、あらかじめ監査計画を樹立し、実施するものとする。

(監査報告)

第51条 監事は、監査終了後速やかに監査報告書を理事長に提出しなければならない。

(守秘義務)

第52条 監事は、職務上知り得た事項を正当な理由なく、他の漏らしてはならない。

(中 略)

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人
の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公
益法人の設立の登記の日から施行する。